平成２２年（フ）第６５３号
川崎市宮前区野川3234番地１　野川グリーンハイツＢ―102、前住所川崎市高津区蟹ケ谷62番地１　バルミー日吉1006
債務者　江口　秋男
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
富山県魚津市浜経田3252番地３、前住所川崎市宮前区土橋２丁目９番地７　鷺沼コーポラス406
債務者　経澤　　透
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
川崎市高津区宇奈根643番地　シルクハイツ202
債務者　小松　　実
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７４号
川崎市多摩区登戸2662番地１　プラザ向ヶ丘遊園201
債務者　柳岡　信吉
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
愛知県刈谷市板倉町２丁目14番地５　マンション金剛402号
債務者　神谷　妙野
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成22年８月２日午後５時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成22年10月１日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第７２号
静岡市駿河区桃園町19番10号　下川原団地10棟109号、旧住所静岡県藤枝市高岡１丁目15番17号　ドミール仲ノ島Ｂ―103号
破産者　森　　達也
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　破産管財人　弁護士　栗原　孝明
３　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
４　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１２３３号
福岡市南区井尻３丁目９番２号
破産者　清水　勝男
１　主文　当裁判所が平成22年７月８日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「福岡市南区老司３丁目９番２号」とあるのを「福岡市南区井尻３丁目９番２号」と更正する。
２　決定年月日　平成22年９月30日
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４１１号
新潟市秋葉区柄目木1039番地３
破産者　髙﨑　茂樹
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

破 産 終 結

平成１４年（フ）第１１号
福井県福井市中央１丁目９番31号
破産者　株式会社ケン
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成１９年（フ）第３１１７号
福岡市博多区吉塚３丁目５番25号
破産者　栄和工機有限会社
１　決定年月日　平成22年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７０号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目９番地の２
破産者　株式会社沖尚設備
１　決定年月日　平成22年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７０号
栃木県宇都宮市石井町2502番地
破産者　瀧澤　幸一
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第２９８号
金沢市問屋町１丁目24番地１
破産者　中西セメント商事株式会社
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１６２号
金沢市西念１丁目４番８号
破産者　株式会社グラン・コトジ
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２９号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1589番地の１
破産者　建設コーポ筑豊協同組合
１　決定年月日　平成22年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所直方支部